

(仮称)高槻市住宅宿泊事業の 適正な実施に関する条例(素案)について

街にぎわい部 観光シティセールス課

1. 条例制定の理由

近年、民泊市場は急速に成長・拡大しています。同時に、宿泊客による騒音やごみの問題など、民泊に関する課題が社会問題となっています。本市は、大阪と京都のちょうど中間に位置し、交通アクセスがよく、中心市街地には商業施設や医療機関、教育施設が充実している一方、郊外には豊かな自然と良好な住環境を有する都市として発展してきました。

こうした背景を踏まえ、本市の良好な都市イメージと、市街地を中心とした街のにぎわいの両立を図るため、住宅宿泊事業(民泊)の適正な管理・運営を確保するとともに、同事業に係る諸問題の発生を未然に防止することを目的として、「(仮称)高槻市住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例」を制定する予定としています。

2. 条例の概要

(1)目的

住宅宿泊事業(民泊)の適正な実施を確保するとともに、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。

(2)住宅宿泊事業の実施の制限

良好な住環境を維持する観点から、次に掲げる期間において住宅宿泊事業を営んではならない。

ア 住居専用地域においては、通年

イ 学校、図書館、公民館、児童福祉施設、博物館及び都市公園の敷地境界から 100メートル以内の区域においては、通年

ウ ア・イを除く市内の区域においては、次に掲げる期間以外の期間

(ア) 4月27日から5月6日までの期間

(イ) 8月11日から8月20日までの期間

(ウ) 12月28日から翌年1月6日までの期間

(3)近隣住民等への説明責任等

住宅宿泊事業に係る届出をしようとする者は、宿泊事業の実施予定地の近隣住民に対し、

宿泊事業の実施内容を説明しなければならない。

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業に関して近隣住民その他の者から苦情等の申し出があったときは、速やかに対応しなければならない。

(4)廃棄物の適正処理

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業に伴って生じる廃棄物について、関係法令(条例を含む。)に基づき適正に処理しなければならない。

(5)市の監督

市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

市長は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し本条例の規定による命令に違反したときは、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。また、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

(6)委任

その他本条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(7)経過措置

本条例の施行の際、既に住宅宿泊事業の届出を行っている者については、本条例は適用しない。

3. 今後の予定

令和7年12月22日	パブリックコメントの実施(令和8年1月21日まで)
令和8年 3月	市議会に議案提出
令和8年 4月	条例の施行(予定)